

政治分野における
男女共同参画推進法をどう活かすか

研 修 会 記 録

(令和3年11月29日)

堺 市 議 会

堺市議会議員研修会

令和3年11月29日

研 修 会 記 録

講 師

上智大学法学部教授

三 浦 ま り 氏

堺 市 議 会

○午前10時開会

○池尻議長 定刻になりましたので、ただいまから堺市議会議員研修会を開会いたします。

本日は、お忙しいところ、堺市議会議員研修会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、ウェブカメラの関係もあり、着座にて進行させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

御承知のように、本市議会は、議会基本条例第18条において、議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとするとして規定しており、毎年議員研修会を実施しております。

今回の研修は、「政治分野における男女共同参画推進法をどう活かすか」をテーマに、オンライン形式で実施いたします。

本件については、本年6月16日に施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律において、地方公共団体が取り組む施策の強化として、環境の整備やセクハラ・マタハラ等への対応、また人材の育成等に係る施策を講じることが求められています。

このような状況の中、この法律を本市議会における男女共同参画の推進にどのように生かしていけばよいか、知見を得ることを目的としています。

そこで、同法律の成立に有識者として御尽力され、また政治分野における男女共同参画の推進や女性リーダーシップの発揮などについて取り組んでおられる、上智大学法学部教授、三浦まり先生に御講演をお願いいたしましたところ、御多忙にもかかわらず、御快諾をいただきました。まずもって、心から御礼申し上げます。

つきましては、議員各位におかれましては、最後まで御傾聴いただき、この全議員研修会が有意義なものとなりますよう、御協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

続きまして、本日の研修会の講師であります三浦まり先生を御紹介いたします。

三浦まり先生は、カリフォルニア大学バークレー校にて政治学博士号を取得され、東京大学社会科学研究所機関研究員、上智大学助教授を経て、2010年から上智大学法学部教授として御活躍されています。

また、政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟アドバイザーや若手女性対象の政治リーダー養成を手がける一般社団法人パリティ・アカデミー共同代表等としても活動されており、2021年、フランス国家功労勲章シュバリエを受章しておられます。

本日は、「政治分野における男女共同参画推進法をどう活かすか」と題しまして御講演いただきます。

それでは、三浦まり先生、よろしく願いいたします。

「政治分野における男女共同参画推進法をどう活かすか」

講師 上智大学法学部教授

三浦 まり

おはようございます。ただいま御紹介いただきました上智大学の三浦まりです。スクリーン上で大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、堺市議会の議員研修会という貴重な機会に呼んでくださいますして誠に光栄に存じます。

今、議長からも御案内ありましたように、政治分野における男女共同参画推進法が2018年に成立いたしましたして、そして今年の6月に改正をされております。先ほどの総選挙では女性議員が減ってしまったということになりますけれども、改正されました推進法の趣旨を、地方議会、それから国会、政党が遵守し、なお一層の女性の政治参画を進める必要があるというふうに考えております。

本日は、この推進法の趣旨というものは一体どういうものなのか、そしてどのように地方議会が取り組むことによって女性の政治参画を進めることができるのかということについて皆様と一緒に考えていきたいと思っております。

まず、実際、どのぐらい女性が少ないのかということを確認したいと思えます。御存じのように、国会は1割もおりません。今回、女性議員は47人から45人と減ってしまいました。参議院は少し事情が違ってございまして、23%です。今、世界平均は25%になってございまして、来年の7月には参議院議員選挙がありますけれども、参議院のほうはひよっとしたら世界平均に追いつけそうというところまで来ております。

ちなみに、かつては日本の参議院は世界平均を上回っていた時代もあるんですね。衆議院と参議院でなぜ違うのかというのは、やはり選挙制度が違うということが大きな理由となっております。

また、地方を見ますと、堺市議会は2割弱と伺っておりますけれども、ゼロ%から50%まで非常に様々な状況です。地域間格差がとても大きいというのが日本の地方議会の状況ということになります。

ちょっとこちらのスクリーンを御覧いただけますでしょうか。こちら、内閣府男女共同参画局が作っている「市区町村女性参画状況見える化マップ」というものがございまして。今、堺市のところをクリックしているところなんですけれども、これは、議会において女性がどれだけいるかということを示しております。18.8%となっております。

大阪府のほかの議会の状況を見てみますと、3割を超えている議会も結構あるということがこのマップからも示されております。また、島本町ですと40%を超えているという状況で

すね。大阪府全体を見てみますと、色が濃いほど女性が多いということになります。白いところは女性が少ないということになりますから、全体的に見ていただいても近畿地方の中でも大阪府は比較的女性は多い、しかしながら、3割を超えているところはまだ多くなく、これからもっと増える必要がある、そんなことが見てとれると思います。女性ゼロ議会はないという状況ですね。

このような見える化について内閣府がずっと進めておりまして、議会がどういう取組をしているのか、育休があるのかとか、そういったことも見れるようになっておりますので、ぜひこれを活用して近隣の市町村と比較しながら、どこを重点的に今後進めていくのかといったことを皆様で検討するのがいいのではないかなというふうに思います。

ちょっとスライドのほうをシェアしたいと思います。

恐らく手元資料としても皆様のところにあるかと思うんですが、御覧いただいているでしょうか。こちらですね。こちらは、海外の状況も比較した内閣府が作ったパンフレットより持ってきております。先ほどお伝えしましたように、国政でとても少ない、特に衆議院で少ない、そしてまた首長もとても少ないという状況でございます。

ここで少し世界の状況を確認したいと思います。御覧いただけるように、1980年代というのは、先進国はどこも女性が少なかったんですね。5%以下というのが普通の状況であったということが分かります。だんだんと差が開いてくるのが大体1990年代からで、女性を増やそうという機運が高まっていきます。そして、過去20年間見ていきますと、日本に関して言うと、足踏み状態、特にこの10年間は足踏み状態なんですけれども、ほかの国々が女性を増やしている、急速に増やしているということが見てとれるのではないかなと思います。

特に、ここを見ていただくと、メキシコとか、見えますか、フランスとかイギリスもそうなんですけれども、とても急勾配だということが見てとれるかと思います。ですので、90年代以降、各国がかなり努力をして女性を増やしてきた。それだけではなくて、30%を超えた国がさらに踏み込んで、50%をめざして努力をした結果、4割を超える国が出てきているというのが世界の状況です。

画面だと見にくいかもしれませんが、IPUといって列国議会同盟という各国の議会が加入している国際機関があります。そちらで毎月、女性議員の割合、下院だけで比較しますけれども、そのランキングを出しております。これは2021年1月の状況なんですけれども、4割を超える国というのは23か国あるんです。もはや23か国あると。2年前だと15か国なんです。20年前なら1か国、スウェーデンしかありませんでした。

ですから、この20年間にいかに多くの国が女性を増やそうと、そして40%を超えようということ而努力しているというのが、こういった表から見てとれるのではないかと思います。

よく質問を受けるんですけども、1番がルワンダ、2番がキューバなど、いわゆる私たちが想定する先進民主国ではない国も結構ランクインしてるんですね。アフリカの国もたくさん入っています。多くの方は、経済状況が発展すると民主化をして、そして女性の政治参画も続くだろう、そういうイメージを描いていると思うんですけども、経済の発展のレベルと女性の政治参画というのはほとんど一致していません。日本みたいな経済的には極めて発達した国が世界ランキングでいうと167位という本当に最下位グループにいるわけなんですね。

ですから、経済が発達すれば、自然と女性が増えるというのは当てはまらない。交通・経済が発展していなくても憲法改正するなどいろいろな手段を講じることによって女性の政治参画を進めている国はあるというのが世界的な状況ということになります。

こちら、30%を超える国なんですけど、もうこれは51か国ですね。20年前だと9か国でした。ですから、私たち、今まだ9.7%、10%いってない状況なんですけれども、多くの国が30%をめざし、さらにその先を行って40%を超えるところに来ている、その動きがとても速い、ここ5年ぐらいまた急速な動きになっているということを知っていただけたらというふうに思います。

このランキング、日本はパーセンテージが減ってしまいましたから、それに基づいて来年の1月に新しいランキングが出るとは思いますけれども、これ、毎月、世界のどこかで選挙があるとランキング変わりますから、相対的なものですね。大体197か国で調査しておりますけれども、今、167位というところですが、170位台に日本が下がっても全くおかしくない、そういう状況ということになっております。

議員だけではなくて、閣僚も女性がとても増えてるんですね。これは、議員以上に閣僚のほうが女性の割合が高いというのが全般的な傾向です。女性が半数あるいは過半数の国というのはもう13か国あるという状況です。30%以上ですともう63か国という状況なんですね。これは、大統領制の国ですと、今のバイデン政権がそうなんですけれども、ほぼ男女同数の内閣ということになっております。

大統領制であれば、国会議員から必ずしも大臣を任命する必要はありませんので、各界で活躍している女性たちを任命しているということがあります。

議院内閣制の国ですと、特に日本の場合にはほとんど国会議員で、民間の方もたまにいらっしゃいますけれども、基本は国会議員、そして与党からということになりますので、日本はここでも、やはりなかなか数値を改善することができないでいるという状況です。

つまり与党の女性議員のプールが増えないことには女性の閣僚もなかなか増やすことができないというのが日本の状態であるということが言えます。

ただ、世界的には男女同数、先ほどパリテという言葉、議長もおっしゃいましたけれども、パリテというのはフランス語で男女同数という意味ですが、そのような内閣はもはや珍しい

状況ではなくなってきたというのが世界の現実です。

じゃあ、何でこんなに女性が増えたのかということですが、いろんな理由があります。意識的に努力したということがとても大きいですね。自然に放っておくと100年以上かかるであろうと国連などは言っておりますけれども、自然に任すだけでは様々な障壁がありますので、女性が増えることができない。そこでいろんな努力を各国が組み合わせているということになります。やり方はその国それぞれなんですけれども、世界的に多く行われている手段としてはクォータ、割当制というのがあります。こちら、国レベルでそれを講じている国が118か国、地方だけ、地方議会だけ入れている国もあるんですね。そういうのを入れると129か国でクォータが実施されています。ですから、世界の3分の2の国でクォータを実施し、そのことによってスピード感を持って女性の政治参画を進めてきた、男女均等な議会の実現に向けて改革をしてきたということになります。

クォータ、ちょっと聞き慣れないかもしれないんですが、クォーターというちょっと音を伸ばす言葉、ありますよね。あれは4分の1という意味です。それとは違う言葉なんです。4分の1ではなくて割り当てるという意味です。これは、パーセンテージは5%、10%、50%、いろいろな数値を取ることができます。一定の割合を女性、あるいは男女ともに割り当てるのが今普通のやり方ですけども、男女ともに40%から60%にするというやり方で、最初から枠を決めていく、ある種の定数ですね。男女別定数というふうに考えてもいいかもしれません。それをやることによって男女均等の議会を実現しています。

最初から枠を与えるわけですが、多くの国では候補者で枠を与えます。つまり政党が候補者を擁立するときに4割以上女性にしようということをやっていたりする。憲法改正している国ですと、最初から議席割当てという形で、50%は女性とか30%は女性と議席で最初から割り当てるやり方もあります。

あるいは、フランスの県議会は男女ペアで出馬するんですね。全部定数が2になっていて、全て男女ペアになっている。ですから、どのチームが当選しても必ず男女が同数になるやり方をしています。いろいろなやり方がクォータではあります。

いずれにしても、これはあえて女性を増やすやり方です。なぜそんなことまでやらないといけないのか、そういった批判があると思うんですけども、今やっぱり増えるだけの環境が整っていないからなかなか女性が増えないわけなんです。発想を逆転させてしまうわけですね。環境を整えたら確かに女性も増えると思うんですけども、環境を整えることがなかなか難しい。なので先に女性を増やしてしまう。大変ですよ。増やされてしまう女性の負担も大変なわけなので、環境を大急ぎで整備しないとイケない。様々な法律を改正することなどを通じて環境整備が非常にスピード感を持って実現できる。

そうすると何がいいかというと、実は議会は女性だけではなくて多様性に欠けるのではないかという点もあるわけです。男性の中にもどのぐらいの多様性があるのでしょうか。ここ

での多様性というのは、性別ということだけではなくて、障害があるとか、あるいは家族の中にいらっしゃるとか、あるいは性的マイノリティーであるとか、様々な案件についての多様性ということになりますけれども、今、いろんな生き方が模索されている中、議会に求められる議員像というものも恐らく変革の過程にあるのだらうと思います。ですから、性別だけではなくて様々な意味で多様な議会にしていく、そういったきっかけとなるのがクオータということになります。

ですから、入り口は女性を増やすということなんですけれども、出口はあらゆる意味で多様な議会になっていく、そのための手段としてクオータがあるということになります。

例えば車椅子の方が議会に入られたら、その議会にスロープがなかったらスロープを設置するということになると思います。そのスロープは、じゃあ車椅子の方だけが使うのかというと、小さな赤ちゃんを抱えたベビーカーを押している保護者にとっても使えるものであるとか、重い荷物を持った方にも使えるものであるとか、そのようなスロープといったものはいろんな人に使えるものになっていくわけですね。

このように、女性がなかなか増えない障壁というものはいろいろあると思いますけれども、それを、女性をあえて増やすことによって障壁を取り除いていく、スロープを造るようなことですね。それをいろいろとやることによってあらゆる人にとって入りやすい、親しみやすい議会に変えていく、そのあくまで手段です。手段ですから、効果が出るように設計する必要がありますということがあります。実はクオータって、今日はその辺を詳しくお話しませんが、様々な種類があるんですね。全然効果の出ないクオータもあります。ですから、もし日本がせっかくクオータを入れるのであれば、正しく使って効果の出るようなクオータを入れるべきではないかなというふうに私は考えています。

もう一つ別の発想として、パリテというのがあります。フランス語で男女同数、性別均等という意味です。英語で言うとパリティということになります。ペアという言葉が語源なので、男女が対になっているという意味ですね。民主主義の発想として、私たちが考える望ましい民主主義というのは、男女が共に対等に政治に参画するものだという民主主義の原則です。クオータはあくまで手段です。パリテは、民主主義の在り方、理念ということになります。私たちがパリテの民主主義をどう捉えるかですね。当たり前と思うか、いや、そんなの関係ないと思うか、いろんな捉え方があるというふうに思います。

今年、実は、日本では女性の参政権が行使されて75周年でした。75年前というのは、女性の参政権はなくて、婦人参政権運動をやっていた人はとても苦勞したんですね。女性に参政権を与えても、女性は感情的で政治のこともよく分からないから、女性に参政権を与えたら国政がめっちゃめっちゃになるとか、女性に参政権を与えても夫と同じ投票しかしないから意味がないとか、あるいは夫婦で意見が分かると夫婦不和のもとになるからそんなものはやってはいけないとか、いろんな意見が100年前にはあって議論があったわけですね。

今はどうでしょうか。女性に参政権は要らないと考えていらっしゃる方、ほとんどいないのではないかなというふうに思います。ですから、何が民主主義なのかという考え方というのは、どんどん進化している、前進しているものだというふうに思います。

今、私たちはパリテの民主主義というのは当たり前ではないので、日本の17%の地方議会は女性が誰もいません。誰もいなくても民主主義というふうに恐らく多くの方は思っている状況だろうと思います。ところが、あと50年、100年たったらどうでしょうか。私自身は、22世紀の日本人が21世紀の日本の状況を見たときに、あの当時は女性がゼロの議会とか1人しかいないというのが当たり前だったらしいけど、いや、それはちょっと今の時代じゃ信じられないねというような感想を未来の私たち、未来の日本人は思うのではないかなというように思っています。いずれにしても、歴史の方向性としては世界的にも民主主義というのはパリテを実現するものだという方向で動きつつあるということをお伝えしたいと思います。

そんな中、日本でも実はパリテの発想を盛り込んだ法律が成立しました。それが政治分野における男女共同参画推進法です。2018年5月に成立し、今年にまた改正されています。右に女性たちがたくさんいますけれども、市民立法といいますか、議員立法だったんですね。それを支えていた女性運動があって、長い間クオータを実現したいという女性運動が求めた、その結果、議員立法として、超党派の議員連盟が主導しまして全政党が一致してこの法律を可決させているということになります。

もともとはクオータを法制化しようということでは始まった議連だったんですけども、なかなかクオータを入れるというところまでは全党一致とはならず、その代わりに理念としてパリテを入れるということになりました。この法律のニックネームが候補者男女均等法ということでメディアの方がつけたんですけども、候補者男女均等法の構図というのは、理念として私たちの国がめざす民主主義というのは、男女共同参画の民主政治であると。これは、男性と女性が共に対等に政治に参画するものであるということがうたわれております。

じゃあ、男女共同参画の民主政治って具体的には何をするのかというと、男女均等の候補者ということになります。政党は、候補者を擁立する際には男女の数の均等をめざすものとするということが基本原則に書かれております。男女均等の候補者、均等の候補者と言われてもぴんときにくい言葉ですけども、国会の審議では男女均等というのは男女同数と法的に同義であるということが確認されております。ですから、法律の文言は均等ですけども、実質的には男女同数で政党は候補者を擁立することをめざす。めざすですからね。今、全ての政党、めざしてはいると思うんですね。しかしながら、いろいろな状況でまだ50%には至っていない。しかしながら、全党が一致した法律ですので、方向性としては、めざす。今後は、めざしているというものをいかに本当に男女同数に近づけるかということがポイントになってきます。

法律で名宛て人ってありますよね。誰に対して書かれた法律なのかということがあります。名宛て人第1番目には政党なんですね。それから、議会、今回初めてそれが書かれました。そして、政府、中央政府と、それから地方公共団体、両方あります。それぞれにどういうことが必要なのかを見ていきたいと思います。

まず、政党は、努力義務です。ここを責務にしようということで改正のときには議論があったんですけども、全党が一致するところには残念ながらありませんでしたので、政党は努力義務として4つのことをやることが求められています。1つは、数値目標を掲げること、2番目は、候補者選定過程を改善するという、3番目が人材育成、4番目がセクハラ・マタハラ防止ということになっています。各党、今どういう状況か、後で確認したいと思います。

そして、今日一番重要な、皆様が一番関心のあるところだと思いますけれども、議会は責務として入りました。そして、地方議会もこれは責務としてやるということが書かれています。議会の責務は3つあります。1つが環境整備、2つ目が人材育成、3番目がセクハラ・マタハラ防止ということになります。

そして、中央政府、それから地方公共団体としては、参画障壁を、どのような参画の障壁があるのかを調査したり、どのぐらいの参画の状況なのかを調査、公開するということが入っております。

先ほど見せた内閣府のマップもそうですし、また総務省の地方議会のページも大変、ここ一年、充実しております、好事例を集めている状況です。ですから、ぜひともそちらを御覧いただいて、各議会でどんな取組があるのかということ相互に参照しながら、みんなでレベルアップしていけるような状況になっております。

まず、政党についてなんですけれども、もともとの旧法は数値目標だけが書かれておりました。これを何とか義務化できないかということで改正の議論が始まったんですけども、それは全党一致とならずに努力義務のままとなっております。今のところ、3党が数値目標を掲げている状況なんですけれども、重要な点は、新人における数値目標かなというふうに思っております。どこの政党も、これ、国政ですけれども、現職優先で公認を出しているところがとても多いですから、その現職がほとんど男性であると。なので、数値目標を掲げることが非常に難しいということを政党の方々はおっしゃるんですけども、そうであれば、新人のところに数値目標を設けて増やしていくという、そういった柔軟な対応も必要なのではないかなというふうに思います。

それから比例区の活用ですね。衆議院は重複立候補が多いので非常に難しいんですが、来年には参院選があります。参院は非拘束の比例名簿がありますので、ぜひともそこで男女同数の名簿を各党が発表してくれないかなと期待しているところです。衆院の場合には、女性を上位に掲げるといったようなやり方が現実的ではないかなというふうに思います。

それから女性基金ですね。旧民主党はやっていたんですけども、女性候補者のほうがどうしても男性と比べて資金面で足りない場合が多いということがありますので、女性枠を設けて少し手厚く資金を配分するといったこともやっている政党がありました。

それから女性の政治スクール、今、自民党がかなり活発にこちらのほうを動かしております。既に100人ぐらい候補者のプールをつくっているというふうに聞いております。これもいろんな政党が女性向けの政治スクールを実施するということによって成り手不足の解消に貢献することができるのではないかなと思います。

あと候補者選定過程の透明化というのがあるんですけども、実は、日本は候補者選定過程がとてもブラックボックスです。私たち、日本政治だけ見てるとこういうものかなというふうに思いがちなんですが、ほかの国だともう少し透明化されていたり、予備選挙が必ず制度化されていたり、お隣の韓国、台湾などは、頻繁に政党が世論調査をやっているの、現職も厳しいなとなると結構公認が取れないということが起きるんですね。なので、どのような形というのは各党の考え方いろいろとあると思いますけれども、この過程をもう少しオープンにしていくことによって、なりたい人がどういうふうになれば政党の公認を取れるのかが分かるようにしていくということが必要なのではないかなというふうに思います。

それからハラスメントの防止ですね。これは、今、立民だけが防止委員会を持っていますけれども、今後、全政党でこのような委員会ができるのが望ましいと思います。

そして、地方議会ができること、すべきこと、3つあります。環境整備、人材育成、ハラスメント防止ですね。環境整備ということは、皆様も多分、堺市議会でも規定が変わったかと思いますが、まず欠席の事由に出産だけではなくて育児、介護、看護、そういったことがあるかどうかということが一つポイントとなります。それだけではなくて、今年の1月に3議長会のほうから標準議会規則の改定がありましたけれども、産休期間も入れてほしいという要望が、とりわけ出産を経験した女性議員から要望が上がっていました。というのも、なかなか有権者からのマタハラというのも結構深刻でして、議員の在職中に妊娠・出産をすると、それはサービスを全うしていないのではないかなといったような批判が寄せられるということが起きています。しかしながら、産休期間、産前6週、産後8週というのが労働基準法で設けられている産休ですけども、これは母子の健康のためにも必要な、安全上必要なものなわけですね。それが議員という職にあると取れないということでは、日本の少子化対策にも逆行しているわけですし、必要であろうということで今回、議長会が標準議会規則を改定し、後で堺市の状況をよかったら教えてください、産休の規定も今、いろんな機会でも広がりつつあるということがあります。

次のスライドで、これですね、これ、内閣府が最近まとめたもので、育児、それから家族の介護、そういったことを明文規定している議会がもうほとんどであるということがあります。都道府県議会だと8割、市区町村議会だと出産を明文化している議会が9割、逆に言う

とない議会もまだあるという状況です。育児とか介護、配偶者の出産、看護が入っている議会が6割を超えているということです。堺市議会がそちらに入っているのかどうか、後で教えていただければと思います。

ポイントとなる産前・産後の期間の明文化ですね。こちらも都道府県だと74%、それから市区町村議会で72%が産前6週・産後8週が入っているということになっています。これ、明記している期間、全て労基法に準拠しているということです。こういったことも環境整備の一つ重要なポイントになってくるということがあります。

今、私が聞いているとある村議会で、母乳時間の確保ということの規定しようかという動きがあるというふうに聞いております。これも労働基準法で、母乳、子どもが1歳になるまでの間、1日2回30分ずつ母乳の時間の確保ということが労働者には認められているんですね。ところが、議員の場合にはそのような規定がないということになりますので、母乳育児をしたい場合には非常にしづらい、断乳をせざるを得ないとか、非常にしづらいという状況があります。なので、それを確保できるように変えていこうという動きもあるということです。

あと、授乳室、堺市どうでしょうか。授乳室があるのかどうか、あるいはこれ、傍聴に来る方含めて使えるような授乳の施設、授乳のスペース、あるのかどうかといったことも案件になってくると思います。

議会によっては、傍聴席に乳児の同伴を認めるようなところも出てきています。その場合には、少し防音の設備などをつけることによって、議事の進行を妨げない形でそのような傍聴の仕組みを整えた議会もあるというふうに聞いております。

あと、出産した方々が今口々におっしゃっているのが就労証明が出ないという点ですね。議員という働き方ですと、9時から5時まで毎日ということになりませんので、議会が開催されているときのみを就労として証明すると、保育園に入るときポイントが低くなってしまっ議員のお子さんが保育園に入りづらいという状況が生まれています。しかし、議会が閉じている間、議員の方はじゃあ何もしていないかという、そういうことはもちろんないわけですね。議会が閉会中も議員としての活動をされている方のほうが多いわけです。このあたり、就労証明の問題というのは結局のところ、一体議員というのはどういう役割なのか、報酬との問題とも密接にリンクしますけれども、有権者自体もまだそのあたりの理解、整理といったものが進んでいないということがあると思います。ぜひとも就労証明の問題をきっかけにして、私たちとしても、私たちが求める地方議員の役割というのは何なのか、それにふさわしい報酬であるとか、それからまた産休・育休、就労証明といったものを整合的に整えていく、そういった議論を深めていくときに来ているというふうに思います。

それから、コロナになってオンライン議会も大分進んでまいりました。委員会はほとんど、今日もオンラインですけれども、オンラインができていたような議会もできています。やは

りオンライン議会があることによって小さなお子さんを抱えている、あるいは介護をしている方など、参画がよりしやすくなっているという声が出ておりますので、このあたりの整備も今案件としてあるということになります。

2番目の人材育成、これは結構議会は大きな役割を果たせると思っています。女性模擬議会というのがあるのを御存じでしょうか。幾つかの市議会で行われているんですけども、住民の女性に実際に議員を体験してもらおうという試みです。若者模擬議会といったことをやっている議会もあります。同じような形で女性模擬議会を開催すると、そこに参加した方から自分も議員になってみようという方が増えるということが言えると思います。

あるいは、模擬議会という、それは一日のイベントということになりますけれども、ほかのやり方として、審議会への女性の参加をより一層高めるとか、あるいは長野県の飯綱町は政策サポーター制度というのを作って、政策参加ができる仕組みをしたら、そこから議員の成り手が出てきたという状況もあります。

あるいは、東京都の豊島区は、消滅都市というふうに宣言をされて、若い女性たちがなかなか豊島区に住みたがらないという状況に危機感を覚えて、どうしたら若い女性が豊島区に住むんだろうかということから、「としま100人女子会」というのを企画しています。若手の女性が集まって、豊島区をよくするためにどういった政策がいいのかという議論をする仕組みをつくったんですね。そしたら、その参加者から女性議員の成り手が出てきたということで、豊島区、今、女性の割合が4割前後になっていますけれども、女性がなかなか政治とか市政に遠いということがありますから、そこに参加する様々な機会を設けていく。これは議会もできますし、また市としてもできるというふうに思いますけれども、そういった機会を増やすことによって成り手不足の解消に役立てることができるということが分かっております。ぜひ堺市でも御検討いただけたらと思います。

それから、ハラスメント防止ですね。法律上は、セクハラとマタハラに限って書いてあります。先ほども議会基本条例の話が出ましたけれども、政治倫理条例というものも最近広がっているかと思えます。その中でもハラスメントの防止を入れていくということが今後求められるということになると思います。

次のスライドで出るかと思いますが、相談窓口の設定ということも必要になってくるわけですが、これは第三者性を確保することが課題になりますので、場合によっては広域で共同利用という形で設置することも検討される必要があるのかなと思っています。

これ、すみません、ここは先ほどお見せしませんでした。ほとんどのところが、明文規定があるところは労基法相当になっているということが分かっております。

こちら、ハラスメントですね。内閣府のほうで昨年行いました地方議員へのアンケート調査を見ますと、議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為というのを、女性のトップ5を見せているのが左の表になります。見ていただくと、女性のほうがハラスメントに遭

うことが多いわけですが、さらにハラスメントの内容で男女の差があるということが分かっています。やはり女性ですと性的なものがとても多い。男性ももちろんハラスメントを受けますが、女性の場合には性的なセクハラを受けることがとても多いというのが見てとれます。

性的という意味として、身体的に望まない形で接触されるといったこともあるんですけれども、もう一つ、モラルハラスメントとかジェンダーハラスメントという言い方をしますけれども、性別に基づいて侮辱的な態度とか発言ですね。女のくせに議員が務まるかとか、女性は選挙に勝てないとか、そういった言葉を投げかけられる女性候補者議員が多い、男性はそういうことはないということも分かっています。もちろん暴力的なもの、中には深刻的なものも発生しています。

他方、男性が受けるハラスメントとして多いのが中傷とか嫌がらせですね。最近やはりオンライン、SNSが発達しておりますので、そこでの中傷とか、誹謗中傷、嫌がらせというのは男女ともに受けている、女性のほうが割合多いですけれども、男性も経験するタイプのハラスメントであるということがアンケート調査で分かっています。

私も地方議員の方、特に少数会派の方が結果的に多かったんですけれども、アンケート調査をしてみますとかなり深刻な状況だなというのが分かってきています。やっぱり性的対象としておとしめるもの、あるいは先ほどいったような政治家としての活動をしていると、じゃあ家のことは誰がやっているのかとか、子どもはどうしてるんだみたいなことを、言葉を投げかけて、小さな子どもがいる女性議員は家庭のことに専念すべきであると、小さな子どもがいる男性の議員にはそういうことは言わないんですが、女性には言うといったこともよくあるパターンです。

それから、有権者からの付きまといですね。票ハラ、票と引換えに、1票と引換えにハラスメントをするのも深刻な状況で、ストーカー的になって、特に若い、まだ経験が不足している議員に対して支援者が近寄って説教していくとか、自分の言いなりにならないとだんだん付きまといっていくとかといった、ある種のストーカー型の票ハラも深刻だということが分かっています。

それから、これ、男女問わないんですけれども、政治的な目的ですね。対立候補に対してですけれども、デマ、誹謗・中傷といったものもあるということがあります。

あと、オンラインのハラスメントもひどい状況で、特に発言している女性がターゲットにされることが多いですけれども、ここで重要な点、これ、国際的な研究も今進んでいるんですけれども、本人に対する打撃も大きいんですが、見ている人がいるわけですね。SNSで、ツイッターなどでいろんな誹謗中傷、おとしめるような発言がなされているときに、それを見ている人たちへの影響も無視できないものがあるということが指摘されています。特にこれから若い世代にもっと政治家になってもらいたい、特に若い女性に政治に参画してもらい

たいというのがあるにもかかわらず、女性がより強くたたかれている、バッシングされているという状況を見ると、次の世代からするとやっぱり女性は発言しないほうがいいんだとか、政治に関わるとろくなことがないんじゃないかというふうに思ってしまって政治との関わりを避けてしまう、こういったような副次的な効果もかなり深刻であるということがあります。

私が見ているアンケートを見ても、そのようなハラスメントを受けた女性たちにどういう影響があるかという、ほとんどの方が萎縮をしている。自信を失っている。不信感というものを抱くようになってしまっている。精神不調、体調不調を来している。中には希死念慮を含む深刻な影響が出ています。そして、4分の1ぐらいの方は立候補を取りやめることを考えたということがアンケートで出ています。

実際に女性が、1期目はできても2期目続かないといったこともよく指摘されています。議員としての経験が非常につらいものであったことから、1期はやったけれども、2期目にかかない。この2期目の壁というところにハラスメントという問題が深く関わっているというふうに思いますので、これを議会としても防止をしていく責務が今課せられているということになっています。

ハラスメントを見ていくと、幾つかパターンがあって、それぞれ少しずつ異なるなということが見てとれるんですが、一つは女性をターゲットにしている、女性だから遭うというものですね。これ、国際的には「政治における女性への暴力」という形で概念化されて、列国議会同盟などでは調査・研究、それから防止のガイドラインなどがつくられています。それはどういうものかという、女性だから標的になる。女性を女性ということで標的にして女性を政治から排除したい。これはセクシュアルな性的形態を取ることが多いということが分かっています。

こういうタイプのハラスメントもあるんですけども、同時に政治的ないじめですね。非常に対立的な議会の中で政治的な理由から発言をしないものにしたいとか、次の選挙で落としたいといったような様々な政治的な動機から、それは男性であれ、女性であれということになりますけれども、ハラスメントが起きる場合もあると。女性の場合には、そのときにセクハラも一緒に起きるということがありますので、ハラスメントの防止といっても様々な動機があるんだということを踏まえて対策を講じていく必要があるのではないかと思います。

ハラスメント、法律の中に書かれているのは、被害者が議員ということを想定しています。加害者は誰かという基本的には議員ですね。あるいは議会事務局もあるかもしれません。そういう関係性が一応想定されているんですが、実際には政治における立場、ハラスメントは上下関係で発生しますから、上下関係は様々です。有権者、支援者のほうが上位にある場合もあるわけですね。特に新人の所属会派もないような女性ですと、むしろ有権者、支援者のほうが大きな力を持ってハラスメントをしているということも観察されます。

議員がハラスメントの行為者になる場合ですね。被害対象は、議員もありますけど、秘書

だったり議会事務局、記者の方、選挙運動従事者、ボランティア、インターンなどかなり様々です。それから、国政の場合には秘書からインターンとか、秘書からボランティアのハラスメントも報告されている状況です。

このあたり、今後、相談窓口を設けていくとか、ハラスメントの防止規定を作成される場合には、少し広く、関係者ってこれぐらい広いんだということを想定して手続を定めていく必要があるのではないかなと思います。それから、また傍観者もいますよね。大学のハラスメント研修などでは傍観者の役割ということをかなり重視するようになっていて、目の前で明らかにセクハラが起きているといったときには、周りの人が何もしないというふうにするのではなくて、被害者のほうは声を出せないことが多いですから、むしろ傍観者の役割が大きいなどの研修などもある状況です。

ここでちょっとハラスメントの話を少し広げて、どういう研修が必要なのかということをやっと考えていきたいんですが、無意識の偏見とかアンコンシャス・バイアスという言葉、お聞きになったことはあるでしょうか。企業ですとか大学などのハラスメント研修で、最近ここに踏み込んで研修を行うということが徐々に広がっています。つまり明らかに差別しようとか女性を差別しようみたいな人はあまりいない。特に議員の方だったら、そういうような方というのは基本的にいらっしゃらないというふうに思います。

しかしながら、私たち、どんな人であれ、無意識に偏見というものを持っているので、自分とは異なる属性に対して、異なる性別であるとか、外国にルーツのある方ですとか、障害を持っている方ですとか、いろいろな形で自分とは異なる属性を持っている人を、その属性があるからといって見下してしまうということがあると。それが日々の言葉のちょっとしたところに表れたり、マイクロビヘイビアという形ですね、例えば女性が話していると、企業の会議で女性が話していると、途端に周りがあまり聞かないでスマホをいじったり腕を組んだりという、そういう体のポディーランゲージ、しぐさ、そういったところにも、いや、あなたの意見はあまり重要じゃないからみたいなメッセージが発せられてしまうと、そういったマイノリティーの側はなかなか発言することができない。企業なんかで盛んになされているのは、やっぱりいろんな多様性がある人たちがちゃんと意見が出せるような環境にしておかないと、企業として発展ができない。同質的な組織のほうが意思疎通は簡単になりますから効率はいいんですけれども、最初はいいんだけど、やがては多様な意思決定のほうが生産性とかイノベーションをする力で追い抜いてしまう。なので、企業としてかなり積極的にマイクロアグレッションとか、無意識の偏見というものを取り除く研修といったものをやっている状況です。

マイクロアグレッション、ちょっと日本語になりづらいんですけど、先ほど言ったような、本人は自覚がないんですね。例えば女性に対して、あ、女性なのに結構できるね。本人は褒めているつもりですよ。女性なのに君はすごいみたいに。だけど、それは、女性は本来この

仕事に向いていないのという前提があるから、女性なのにすごいねとなるわけですね。受けた女性からすると、自分は褒められているんだけど、でも、女性としては本当はこの仕事に不向きなんだというメッセージを受けるわけですね。そういうことが女性にとっては自信をなくすことになってしまうということが指摘されています。アメリカで人種差別が非常に深刻な状況ですので、特に人種差別の文脈でいろんな研修が発達しているんですけども、これは同じように性差別であるとか、ありとあらゆるマイノリティーについて言えることだというふうに思います。

あるいは、マイクロアグレッションの例としてよく出てくるのが、自分は性差別主義だなんてとんでもない、なぜかといえば結婚して妻も娘もいると。でも、妻も娘もいる男性ってたくさんいるわけなので、そのことがイコール女性を見下していないということには本来ならないわけですね。なので、そういう言い訳とか言い方をするのが、逆に何か釈然としないものが出てきてしまう。こういうのがマイクロアグレッションなんですね。あるいは、男であろうと女であろうと関係ない、みんな同じように扱うとか、昇進させるときに性別なんて関係ない。確かに男であろうと女であろうと関係ない、企業においても大学においても議会においてもそうなんです、しかし、男女で異なる障壁とか、先ほどもハラスメントが男女でとても違うというのがデータでも見えています。そういったことをまるでなかったようにしてしまうとハラスメントを受けている側からすると自分たちの経験というものが聞かれていない、沈黙させられている、そういう気になってしまうということになるわけです。なので、あからさまな偏見というのはさすがにないわけですが、無意識の偏見まで立ち入って、私たち、気づいていくということが日本社会の今大きな課題なんではないかなというふうに思います。

あるいは、私自身、いろんなアンケート調査で、性差別意識の調査をしてるんですけども、いろんな質問項目ですくい取るんですけども、現代的性差別という態度、それが調査だと結構出てくるんですが、それはどういうものかという、総論賛成とか男女平等は支持している、男女共同参画も大賛成、女性の権利向上に自分も取り組んでいると。だけど、ポジティブアクションみたいなものは反対、なぜならもう平等だから、もし何か問題があるとしたら、それは女性自身の思い込みがおかしいのであって、もう既に平等は達成されているのにまだまだ達成されないとやっている女性自身の能力不足、あるいは思い込みがおかしいんじゃないかというようなものは、現代的性差別というふうに定義されて世界的に調査をされているところです。これはなかなかなくなる、残念ながらなくなるということがデータでも出ています。

あるいは、好意的な性差別、善意的な性差別というのがあるんですが、これはパターナリストティックに女性は弱い、でも、純粹で妻・母として女性にしかできない特定の役割があると、ある意味、女性はすばらしい、母として妻としてすばらしい、けれども、女性は弱い存

在だから男性が守らないといけない。クオータを支持する人の理由の一つに実は好意的差別があるんですが、女性はクオータでもなければ政治に入ることができない、ちょっと上から目線ですね。だから、クオータをしてあげないといけないんだという理由で賛成する人も結構多いというのは私の調査でも出ているところです。

このように、あからさまな性差別というのはもうだんだん減ってるわけですけども、無意識なものということまで見ていくと、実はいろいろと考えないといけない問題があるなどということが分かるのではないかなと思います。

特権ということをちょっと御説明したいんですが、特権と聞くとちょっと議員の方には、よく議員特権とか言われて、それとは大分違う概念だというふうにまずお知らせしたいと思います。ここで言う特権というのは、「当たり前」のことです。見えない透明なガラスの自動ドアみたいに思ってください。ある人には、この場合は男性特権で、男性には歩いているとどんどん自動ドアが開いていくので、そこにドアがあることを意識しないんです。でも、女性にはそこが自動ドアとして開かないので、自分で毎回こじ開けないといけない、そういう例えということになります。

例えば、これ、15個ほどあるんですけども、ちょっと皆さん、これは自分にはあるか、当てはまらないか、ちょっと数を数えていただけたらと思います。全部はちょっとお読みしませんけれども、例えば職場において、議会において高い地位にいる人、議長とかですか、高い地位にいる人は自分と同じ性別であることが多い、マルかバツか。マルだと1点。あるいは、お酒を飲み過ぎて潰れると性被害に遭うかもしれないと思ったことはない、思ったことがなければ1点ですね。あるいは、自分が勉強ができることが異性にとって魅力的に映らないのではないかと思ったことがない、思ったことがなければ1点というふうに数えていきます。こういうのって当たり前のというか、日常生活のことですよ。例えば、これ、学生向けにやったときには、就活において結婚をどうするか、子どもを持ったらどうするか、深く考えたことはないなんて、かなり今の学生からするとリアリティーのある質問です。

こういう質問、数をもっと増やすことはできるんですけども、15個だけ持ってきましたが、こういったことを大学のハラスメント研修なんかでは、今、上智大学では来年からこれをやろうということで準備中です。いろんな属性で特権があるので、白人特権とか日本人特権とか男性特権、それからセクシャリティーにおける異性愛主義者の特権、シス特権、いろんな形につくっています。

何のためにやるかという、普通、別に特権とは思わないですよ。結婚の際に自分の名前を変える必要は多分ないと思うとかって、多分ないだろうなというふうに思うだけのことなので、何かわざわざ特権というふうに言われるとすごく違和感を感じるんじゃないかなというふうに思います。

これ、なぜあえてそういうことをやっているかという、反対側の人、女性にとっては、

大体が逆のパターンなんですよね。すっぴんのままで議会には行けないとか。男性だったら、ちょっと寝坊してしまったら、もう数分後にはぱっと着替えて出るということができて、女性の場合だとさすがにということできちっと身なりを整えないといけなとか、こういう小さな日常的にあることが一つ一つ女性にとっては社会に参画していくときの障壁になっているということになります。

ある人にとっては当たり前過ぎることがほかの属性の人にとっては全然当たり前ではないということ、それに気づくことが難しいということになります。大学の研修などでは、例えば幼稚園のときに何個習い事をしていましたかとか、小学校のときは幾つ習い事をしていましたか等々、ポイントで数えていくんですね。そうすると、やはり経済的な状況で習い事ができなかった人とそうではない人、あるいは留学する経験がある人、ない人という形で、経済的な格差がとても大きいというのがはっきりと出てきます。こういったことも、私たち、似たような属性の人たちと交流することが多いので、習い事を幾つもやるとか、海外旅行に行くとか、そういったことが全く経験のない人が実は社会にいる、そういったことにどうやって想像力を向けるか、そういったための気づきのやり方としてこういったことを大学などでは実施していることになります。例が大学生とか一般社会に出ていく人向けにつくられていますけれども、同じような形で、議会の方が経験するような形で事例を挙げてマジョリティーの特権に気づくといった研修も効果的なのではないかと思えます。

となりますと、今後、議会においては、政治倫理条例とかハラスメント防止条例というものを策定されていくと思うんですけども、ここで必要になってくるのは、一つはやっぱり日本はハラスメントの禁止がない国です。ハラスメント行為そのものが法律では禁止されていません。ILO190号条約という最新の国際条約が仕事の場において、ハラスメントの防止のための国際条約ですが、日本がこれを批准できるとすると、日本においてもハラスメント禁止の法律がつくられる必要があるんですけど、今現状はない状況です。均等法において措置義務として雇用主にハラスメント防止の義務があるという状況になっているんですが、議会はどうすべきか。議会は雇用主ではありませんので、やはり禁止、ハラスメントはしてはならないという禁止を明示するということが必要なのではないかなというふうに思います。また、ハラスメントの定義も国際的にできて、スタンダードなものがありますので、それに準拠した形で行為の定義を定め、規定を設けるということではできないのではないかなと思います。

一つ論点になるのが対象だということになると思います。先ほど行為者、それから被害者が様々な形で発生するということになりますので、このときにどういうふうに対象を定めるのか、議員から議員へのハラスメントというところは恐らく一番難しいところかなと思います。海外でもカナダなども議会でハラスメントの禁止をつくったんですが、議員から職員へのというのが先に来るんですね。そこの規定はすんなりつくられたんですが、議員から議員

へというのは対等な立場ということになりますから、また政治的にもいろんな対立をしている可能性があるという中で発生することがありますので、その規定が恐らく難しいだろうというふうに思います。

そのときに重要になってくるのが、事実認定をするときの客観性ですね。第三者機関を設けて通常のアラメントの規定で、民間で行われているように第三者性を確保して両者から聞き取りをし、多くの場合は調整というのをやりますね。調整、調停というのがあるんですけども、いきなり処罰には普通いかないので、両者の言い分を聞いて何か掛け違い、誤解などがあつたらそれを解いていって謝罪へ至ると。そこは介入する方の専門性が必要になりますから、アラメント事案ということが分かっている専門家の方が第三者として入って、両者を仲介して謝罪、関係改善に導くということが議会においても必要になってくるだろうというふうに思います。

それがうまくいかなかった場合にはいよいよ処罰ということになりますけれども、今の地方自治法の懲罰動議ですと、議会での発言だけということになりますから、非常に範囲が狭い。また、弁明の機会が必ずしもあるわけではないという規定上の問題もありますので、それを含めてどのように第三者性と、それから公平性を確保することができるのか、そしてまた被害者の支援、先ほど見たように深刻な影響が出ておりますから、被害者支援をどうするかといった課題、かなりたくさんあるということになります。

それから、これからできるものとしては、啓発リーフレットの作成ということになると思いますけれども、アラメント事案、今、内閣府のほうで収集しているということですが、そういった、議会で起きやすいアラメントの事例を集めて啓発をしていくといったことが考えられると思います。

最後に、候補者均等法の積み残し課題もあります。これは、一つ、議会においてポイントとなるのは定数だと思うんですが、やはり定数が多い議会ほど女性とか多様な議員が出やすく、1人区では女性が出にくいということがあります。堺市議会の場合ですと中選挙区とか大選挙区で、1つだけ定数2というところがあるのを確認しましたが、あと比較的大きいのでこの状況は当てはまりませんが、都道府県議会ですと今は1人区が大変増えていて、その1人区に女性が少ないといった問題が出ています。ですから、定数というものも少なくともやっぱり、1つの選挙区の定数は5人区以上にしていくという形で整えていくと多様な議会には貢献するのではないかなというふうに思います。

あと、比例代表にしていく、都道府県あるいは国政においては比例代表の重きをもう少し増やすといったこともあるというふうに思います。市区町村、町村は特にそうですが、必ずしも政党中心の選挙ではない。個人単位だと思うんですが、世界的にはやはり政党中心の選挙にして個人の負担が減ったほうが女性は出やすいということがあります。このあたりは政党の課題ということになります。

じゃあ、地方議会どうなのかということなんですが、制限連記制というのは一つ考えられるのかなと思います。これは、1人が2票とか3票持つタイプです。定数が例えば10人あったとして、1人3票あるということになりますと、1票目は現職の有力な議員、あるいは地区を代表するような人に入れるけれども、2票目、3票目になってくると、じゃあ障害者の方に入れようとか、女性に入れようとか、少し多様になってくると思うんですね。これ、日本でも戦後直後の総選挙で取り入れられていました。ですから、制限連記制、これは公職選挙法改正が必要になりますけれども、やり方としてはあるんじゃないかなと思います。

あるいは、もう地方議会の場合には大胆に議席割当てでいくと、最初から男女定数を設けていくといったような、これはかなり革新的なやり方になりますけれども、そういったことも検討していく必要があるんじゃないかなと思っています。

最後に、やっぱりなぜこれだけ女性が少ないのか、皆様にお話しするのも恐縮ですけども、政治家になるためのステップのそれぞれに、意識のジェンダーギャップとか資源のジェンダーギャップがある、男女で異なる経験をしているということを私たち自身が踏まえて考えていく必要があると思います。男性のほうが圧倒的に政治家になろうという人が多く、女性は少ないです。そして、女性の場合には声がかかってから政治家を考える人が多いですね。アンケートを見てもそうです。ですが、女性はなかなか声がかからない、男性のほうがネットワークが広くて政治につながっていますから男性のほうが声がかかりやすい、かつ自分から政治家になりたい人はかなり男性の場合にはいる、女性はそういう人が少ないし、こういった声もかかりにくいと、ここを変えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

何でこういうことが起きるのかといいますと、やはり意識のジェンダーギャップ、政治は男性のものという意識がまだまだ実は社会の中にあって、なので、女性が出ようとするといろんな障壁にぶち当たってしまうということがあると思います。いざ志を持って政治家になろうとしたときに家族を説得する必要があるわけですが、家族が政治は男性のものと思っていると、女性が出る場合には支援してくれない。男性の場合には、妻、それから御両親を説得することになるかと思いますが、女性の場合には結婚しているときにはしゅうと、しゅうとめの説得も必要になって、そこが反対して出られないという声もよく聞きます。私は、国会議員アンケートをやったときに、男性の国会議員は妻が反対しても結構出ていたんですね。ですが、女性の場合には夫が反対していると出ていないということが見てとれます。このあたりも、やはり家族からしても政治は男性のものという意識があると、なぜ女性があえて苦労してまで出るのかということでもなかなか家族の説得という意味でも女性のほうが難しいということがあるかなというふうに思います。

また、資金と時間の捻出という意味でも、男女の賃金格差がありますし、女性のほうが育児、介護などを担っている場合が多いですから、使える時間という意味でも、男性のほうは

100%政治活動ができて女性もそうとは限らない、ここにも男女差が出るということになるわけです。そして、いざ選挙運動をやろうとすると票ハラみたいなものを女性は受けることになるということで、幾重にも障壁があると。その根っこのところは何なのかと見ていくと、政治は男性のものという意識がやはりまだまだ日本社会にあることなのではないかなと思います。

これ、最後に、世界価値観調査というところがアンケート調査をしているんですが、「政治指導者は男性が適している」という意識について、今直近ですと日本では22%の方がそういうふうを感じているということになります。25年前ですと43%でしたから、ここ25年間で半分に減っているんですね。ですから、意識がかなり変わりつつあるのが分かります。

お隣の韓国ですと女性議員は日本より多いですが、真っ二つに分かれて政治は男性のものと思っている人も日本よりはるかに多い状況です。アメリカ、フランス、スウェーデンになってきますと2割切った状況です。

これが29歳以下の若手女性だと6%しかそう思っていないんですね。もはやスウェーデンと同じ状況です。29歳以下の男性は17%ということになります。ですから、政治は男性のものかということに関して、若い女性はもうほとんどそういうふうには思っていない。ですが、中高年男性のほうがそういうふうには思っている。世代差と、それから男女差、両方あるんですね。このあたりも恐らく議会在先して、政治というのは全ての人のものであるという男女均等な議会の在り方を示すことによって、こういった世論も変わっていくでしょうし、また若い世代は、男女が共に政治指導者に適しているというふうには思っている方向にあるわけですから、そういった次世代の意見を酌み取って議会在先して変わっていく必要もあるのではないかなというふうには思っています。

というところで、御清聴どうもありがとうございました。これから質疑応答を受けていきたいと思っております。

○池尻議長 三浦先生、どうもありがとうございました。（拍手）

まず、御質問をいただいております本市議会の会議規則の規定内容を御説明します。

堺市議会では、会議規則で規定する欠席事由については、出産での欠席については、平成12年頃だったと思いますが、その頃から規定しており、本人の出産での欠席を認めております。全国市議会議長会から標準の会議規則が示されましたので、堺市議会で議会改革などを協議する議会力向上会議において議論をいただき、令和3年2月25日の本会議において、議長会が規定する育児、看護、介護、配偶者の出産補助、本人の出産については出産予定日の6週間前から出産後8週間まで欠席できる内容を追加して会議規則を改正いたしております。

それでは、ただいまから御講演いただいた内容について、講師との意見交換に入りたいと

思います。

なお、できるだけ多くの議員に御発言いただけるよう、御質問や御意見は簡潔にさせていただきますよう御協力をお願いいたします。また、オンライン会議という環境でありますので、御発言に際してはゆっくりと大きな声をお願いいたします。

それでは、本日御講演いただきました内容等について御質問や御意見がある議員は挙手をお願いいたします。

○的場議員 三浦先生、どうも御講演ありがとうございました。オンラインということで、こっちのほうはどんなふう聞いておられるんだろうかと御不安なオンラインでの御講演だったと思いますけれども、こちら、皆、楽しく聞かせていただきましたので、お伝えしておきます。

私からは、クオータ制、例えばデンマークですか、あっちでは各政党がクオータ制を自主的に取り組んでおられるというふうに聞いています。デンマークでは、別に法律でそういった制度があるわけではなく、政党が努力義務でと。これは、比例名簿で調整しておられるようであります。

また、僕らのような地方議会は、比例ではありませんで、一人一人有権者の方に御負担いただくとか、選んでいただく。比例名簿のように制度として調整はできないんですけれども、候補者の擁立していく数値目標で努力していこうということだと思います。

しかし、デンマークでは、そういったクオータ制に取り組む政党に社会的評価があるようであります。こういった点が日本の今の現状と違うのかなと思うんですけれども、有権者の方にこういった取組、またクオータ制などの御理解をいただく意味においては、日本とデンマークではまだかなり社会的な認知度が大きくあるのではないかというふうに思ってるんですけれども、我々も有権者の方にこういったところをお訴えさせていただくに、先生、どのように訴えていったら、社会的情勢とか、我々も訴えていく上で有効なお訴えというんですか、もしございましたらお聞きしたいのと、こういったデンマークとか日本の社会的状況の差についても先生の御見解、御見識があればお教えいただきたいなと思います。

○三浦講師 御質問ありがとうございます。また、お気遣いいただいて大変恐縮です。皆様の状況もカメラを通じて私のほうから見えております。御熱心に御傾聴くださりまして深く感謝申し上げます。

今いただいた御質問で、北欧では政党が自主的にクオータをやっているんですね。かつ比例代表ですので、比例名簿に男女半々で載せるということはさほど難しくないという状況です。日本の場合にはそこが非常に難しいということになるわけですが、特に市町村議会になりますと大選挙区で、かつ必ずしも会派がない方もいらっしゃるという状況ですので、クオータを市区町村でやるのは日本の選挙制度を前提にすると現実的ではないということになります。

ですから、市区町村議会では異なるやり方を模索する必要があるというふうに思っています。それが制限連記制をすとか、堺市の場合は違いますけれども、1人区が多いような場合には少し中選挙区的にまとめていくとか、そういった改革が必要になるのではないかなと思います。

国政ですとか、あるいは都道府県ということになってきますと、クオータということがリアルティを持ってきます。そこで、じゃあどうしたら有権者の理解を深めることができるのかということなんですが、私のほうでも7,000人以上のモニター調査をやったんですね。そしたら、女性ですと7割以上がクオータを法律で入れることに賛成、そして男性でも5割以上が賛成という状況でした。かつ実験をやってみました。半分のグループには、世界で、130か国近くでクオータがありますという情報を入れたんですね。半分のグループにはその情報を与えませんでした。それぞれ比べて何か差があるのかということを経験的に分析をする、そういう実験の手法が政治学であるんですけども、それで調査をしたところ、世界130か国近くでクオータが実施されていますという情報を受け取ったグループは、統計的に有意にクオータへの賛成が増えたんですね。特に元からクオータにやや反対しそうな属性、女性よりも男性であるとか、革新政党よりも保守党を支持している人とか、性差別意識が弱い人より強い人、そういった人たちに有意に賛成に転じるということが分かりました。つまり世界の情報を伝えると、クオータってあまり知られてないと思うんですね、それが130か国近くであると言われると、何だ、普通のやり方なんだとか、クオータをやったら何か変なことになっちゃうかなと思っていただけ、世界でこれだけの国がやってるんだったらそんな弊害もないだろうとか、クオータってあくまでも手段でしかありませんから、何か原理的なものとか理念とか、そういうことではないので、非常にプラクティカルな手段の一つとして、ああ、そんなやり方があるんだというふうに考え方が変わってクオータに賛成する人が増えるということがこの実験、調査の結果から分かっています。

ですから、今の御質問の有権者の理解をどう深めるかといったときに、誤解のないように、基本的には政党という単位で選挙が行われる国政レベルだというふうにお伝えした上で、じゃあ国政でクオータというものをやれば、世界で130か国近くでやっているから日本でもやれば確実に女性議員は増えるんだという情報をお伝えすると、だったら日本でもやってもいいんじゃないかというふうに考える有権者は相当いるというふうに考えています。このような世界状況を伝えるということは非常に意味があるかなというふうに思っているところです。

御質問、どうもありがとうございました。

○池尻議長 ありがとうございます。ほかに御質問。

○水ノ上議員 水ノ上と申します。よろしくお願いたします。

三浦先生、今日本当に貴重なお話、ありがとうございました。

私から2点お伺いしたいというふうに思っております。

まず最初に、日本の女性の議員の数は非常に少ないということで、日本は世界から引き離されているというふうに書かれております。何かそう見ますと日本は遅れているような感じがするんですけども、一方で世界価値観調査の幸福度男女差の推移というのがありまして、それを見ますと日本は世界一男性より女性が幸せな国、幸福度が高い国というふうにされております。ということは、今の日本の女性議員が少ない中でも日本は世界でトップクラスの女性が非常に幸せな国だというふうに世界中の人も認めてるんですけども、女性の議員の数と女性の幸福度には相関関係があるのかなのか、先生の御所見をお伺いしたいというふうに思います。

もう一点は、例えば先ほどの話ではルワンダが1番なんですけれども、ルワンダの女性と日本の女性は、日本は167位と先ほどおっしゃってましたけれども、日本の女性が世界一、ほとんど幸せというふうに感じてるのにルワンダの女性はどういうふうに感じてるのかということも、もし御存じでしたらお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、先ほどクオータ制の話が出ていました。クオータ制というのは、言ってみれば女性の一定の割当てをして、げたを履かせて女性の議員の数を増やすということだと思います。そうしますと、女性だから政治家になりやすい、政治家になれたということで、女性議員に対する信頼性が下がるのではないかなということも懸念されています。

先ほどハラスメントの話も多々教えていただきました。女性であるがゆえに政治家になるためのハラスメント、こういうことは除去していかなくちゃならないと思いますけれども、ただ、先ほど各国の世界の話をしていただきましたけれども、クオータ制を導入することによってかえって女性に対するハラスメント、女性だから政治家になれた、女性議員の信頼性が下がるということはないのかどうか、その2点、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○三浦講師 重要な御指摘ありがとうございます。

まず最初の御質問で、女性議員が多いとか少ないということと幸福度に相関関係があるのかという御質問なんですけれども、そういう調査は私が知る限りでは見たことがないですね。女性議員が多いとその国の幸福度が高まるという形での調査というのはないというふうに思います。もちろんないと断言できないですが、私が知る限りでは存じ上げておりません。

どういった調査が代わりにあるのかというと、女性議員が多い国のほうが政府に対する信頼度が高まるといったことが国連などでも調査をしていて、そこはかなりきれいな形で相関関係が出ているということがあります。

政府に対する信頼度と個々の女性が幸せに感じるか、随分違う話ですよ。こういった統計調査って、ある一面相関が出るわけですが、でも、本当に因果関係があるのかって別の話ですよ。ですので、よくよく統計は見ていかないといけないんですが、人が何に幸福を感

じるのかといったときには、やっぱり自分の健康の状況であるとか、経済の状況ということがとても大きく規定しているというふうに思いますので、その国とか地域で女性議員が多いということがイコールその人の幸福になるのかというと、風が吹くとおけ屋がもうかるじゃないですけども、因果関係がすごく長いですよ。ですから、そのようなことでなかなか女性議員が増えるとじゃあ女性が幸福になるのかといったことは、いろんな状況によりますので、学問的にはそれを証明することは非常に難しいという状況があります。

ただ、女性議員が多いということ以上に、それを支える女性たちの運動が強いということが研究で分かっているんですが、よりジェンダー平等な政策ですね。例えば選択的夫婦別姓が進むであるとか、生理の貧困なんか最近非常に話題になっていますけれども、そういったような施策が進むかどうかということに女性議員の多さは関係しているのか、という研究はあったりするんですが、女性議員も重要なんだけど、やっぱり市民社会からの声が女性議員を媒介して政策に実現するということが多いうことが今研究で分かっている、エビデンスとしてはそういうことになっています。

2番目のクオータでよく女性にげたを履かせるのか論というのは聞くところなんですが、なので、男性特権と話をしたのはそうなんですけれども、実は男性が見えないげたを履いているという、この状況を見ていこうということがクオータをやるときの出発点になります。なので、女性にげたを履かせるというよりも、そもそもイコールに、スタート地点が男女で違っているんだということを踏まえた上でクオータという手段を入れるかどうかという、その選択肢になってくるわけですね。

実は、クオータを入れると能力のない女性が増えるんじゃないかという懸念というのはあるかと思います。世界的にじゃあどうなのかというと、クオータを入れるとすごく有能な女性たちが政治家になるということが世界各地で起きています。どういうことかかというと、女性のほうが若干やはりリスクを取らない傾向というのがあって、クオータがあるとより当選しやすくなるわけですね。そうすると、政治家というのは若いときからなる方もいらっしやいますけども、いろんな職業経験のある方がミッドキャリアで政治家になるということが可能な職業ということになりますから、いろんな各界で活躍なさっていた女性たちが、クオータがあることによって、じゃあ自分は政治家になろうというふうにキャリアを変えて入ってくるということで、クオータがあると、それまでの男性議員と比べてクオータ枠で出てきた女性たちというのが元のキャリアとしても非常に高い人たちが来ていると。その後、議会活動のパフォーマンスをはかるはかり方っていろいろとあるんですけども、どのぐらい質問しているとか、議員立法が盛んな国ですと、どのぐらい議員立法を提出しているとか、そういったことではかるとパフォーマンス上も高いパフォーマンスを示しているということも出ています。

ですから、クオータをやって女性議員が増えたことによって女性への、女性議員への信頼

が下がったという調査というのは出てないんですね。むしろ、非常に有能な人たちが入っていて議会が活性化していくと、民主主義全体の質が高まるということが各国の調査・研究などでは出ているところです。

ただ、おっしゃっていた、かえってハラスメントが増えるのではないかというのは、その懸念はあります。日本もハラスメントひどいですが、ただ、世界的なハラスメントと比べると実はまだいいほうかなと思えるぐらいに、世界での女性議員に対するハラスメントというのは、日本で今報告されている以上にもっと卑わいであつたり、もっと直接的であつたり、場合によっては殺害される女性もいるという状況になっています。日本はまだ女性が少ないからこの程度のハラスメントで済んでいるとも言えるかもしれない状況ですので、かえってハラスメントが進むのではないかという御懸念は私も共有するところです。

じゃあ、女性はハラスメントに遭うから政治家にならないほうがいいのかということ、そうではないと思うんですね。やっぱりハラスメントのない社会、それは男性も女性も含めてハラスメントのない社会をつくっていくということが議会に課せられた、議会だけではなくて大学もそうだと思いますけれども、課せられた使命だというふうに思いますので、今あるハラスメントをどうやって防いでいくのか、それはやっぱり市民全体の意識を変えていくということが必要になりますから、それを議会が率先していくということがあべき方向性なのではないかなというふうに考えています。

ありがとうございました。

○池尻議長 ありがとうございます。

まだまだ御質問、御意見等があるかと思いますが、予定の時間がございますので、あとお一人とさせていただきます。

○淵上議員 三浦先生、貴重なお話、ありがとうございました。淵上と申します。

2点、手短かに質問させていただきたいと思います。

韓国の事例についてももう少し詳しく教えていただけたらなと思います。一番最後のページの意識の調査では、ある意味、日本よりも遅れているような結果が出ていながら女性議員は日本に比べると、欧米各国よりは劣りますけれども、着実に増えている印象がございます。このあたり、何か韓国で努力したような点があれば教えてください。

あともう一点は、男女のクォータ制の導入の先には、先生も幾つか講演の中で触れられておりましたが、例えば障害をお持ちの方とか、そういった別のマイノリティーのクォータ制という話にも及んでくる可能性があると思うんですが、そのあたり、世界の情勢や、あるいは先生のお考えについてお聞かせいただけないでしょうか。

○三浦講師 ありがとうございます。

韓国は、法的なクォータがあるんですね。なので、かつては日本より女性議員が少なかったんですが、追い抜かされたのは、韓国は法律でクォータを入れたからです。韓国と日本の

選挙制度はほとんど一緒なんですけれど、重複立候補がない並立制です。比例に50%のクォータが入っています。これは全ての政党が遵守しています。

小選挙区に3割の努力義務が入っています。これは全ての政党が守っていません。ですので、比例では半分の女性がいて、奇数は女性じゃなければならぬって法律がありますので、1、3、5、7、は女性で、偶数は男性になっているという状況なんですね。ですが、比例の割合が日本よりもはるかに小さいので、今直近で韓国の女性議員割合19%ですけれども、比例で50%確保しても小選挙区のところで女性が増えないので、全体としては伸び悩んでいるという状況です。

かつ、比例に出た人は1期しか比例に出られないという慣行があるんですね。ですから、1期目では女性は比例で出られるんですけど、その人たちが小選挙区で2期目で戦えないと政界引退ということになる。韓国というのはすごく政治家の回転が日本とは真逆なぐらいに早いんですけども、そういった制度だというのが大きな違いです。ですから、日本も比例で50%入れれば、日本は比例が大きいですから、韓国よりも早くに2割とか3割にいくことが可能なんですね。そういったことを日本も学んだらいいのではないかなと思います。

障害者枠、それも非常に重要な点で、ルワンダでは障害者枠があります。それと青年枠があるんですね。若者と、それから障害者、それぞれ枠がありますので、そうじゃないところで男女半分、男女同数なんですけど、今、青年枠と障害者枠のところで女性が多いので、結果的に過半数を超えているという状況になっています。日本においても障害者枠、私は必要なんじゃないかなと思っているんですけども、イギリスでは、女性議員は少ないけど、4割ぐらいいるわけですね。人口比から比べると、障害者の人口比と国会議員における障害者を比べると、その差が性別以上に大きいということで、日本の男女局に相当する機関は障害者の政治参画をどういうふうに進めるかということを考えている、そこに力を入れているというふうにおっしゃっていました。

ですから、日本も、まずは性別のところはまだ大きいですから考える必要がありますが、障害者、それから日本の場合には若者の投票率も少ないですし、若者の議員も少ないですから、若者ということもとても考えるべき論点だというふうに思っています。

重要な御指摘、どうもありがとうございました。

○淵上議員 ありがとうございました。

○池尻議長 先生、どうもありがとうございました。

まだまだ御質問、御意見等があるかと思いますが、予定の時間がまいりましたので、このあたりで意見交換を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○三浦講師 ありがとうございました。

○池田副議長 副議長の池田でございます。閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。着座にて失礼いたします。

三浦まり先生におかれましては、長時間、貴重な御講演をいただきまして誠にありがとうございました。我々議員一同、本日拝聴させていただきました御講演の内容を深く心にとどめ、これを十分に生かし、今後の議会活動に役立てて努めてまいる所存でございます。

また、御出席の議員各位におかれましては、最後まで御聴講いただきましたことを厚くお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

○池尻議長 それでは、これをもちまして堺市議会議員研修会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。（拍手）

○午前11時33分閉会